

当初設計書		設計工事費 当初 金	(消費税及び地方消費税額) ( ) 円也	設 計	精 算
起工番号	:	公維(委)第907号	工期	:	契約締結日の翌日から令和8年6月30日まで (ただし、本予算議決後は令和9年1月31日まで)
会計年度	:	令和 8 年度	単価世代	:	令和08年04月01日 公共
事業名	:	公園維持管理事業	諸経費率	:	公共 令和08年04月01日
工事名	:	水沼の里2000年記念の森外植木管理業務委託			
設計部課名	:	三潁総合支所 環境建設課			
工事場所	:	久留米市 三潁町玉満・田川 地内			
設 計 の 概 要		(当初設計)			
		黒松手入れ 一式			
		黒松消毒 一式			

## 本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
公園街路管理業務01	1	式				
黒松手入れ	1	式				
芽摘み	5	本			単 1 号	
古葉落とし	5	本			単 2 号	
枝・葉処分	1	式			単 3 号	
黒松消毒	1	式				
薬剤散布	5	本			単 4 号	
マラソン乳剤 1000倍液	5	リットル				
トレボン乳剤 1000倍液	5	リットル				
スミチオン乳剤 1000倍液	5	リットル				
直接委託費計						
共通仮設費計	1	式				

## 本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純委託費	1	式				
現場管理費	1	式				
委託原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
委託価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

# 特記仕様書

## 第1節 一般事項

1. (適用)  
この仕様書は、「水沼の里2000年記念の森外植木管理業務委託」に適用する。なお、仕様書に表記されている「工事」は「業務」と読み替えるものとする。
2. (施行基準)  
受注者は、常に現場の状況を把握し、監督職員との連絡を密にして業務の進展を図るとともに、災害防止その他管理上必要な処置等については、監督職員の指示を受け適切な業務の執行に当たるものとする。
3. (軽微な変更)  
契約書及び仕様書に定める範囲内での軽微な変更、または業務施行上当然必要なものについては監督職員の指示に従い、受注者において異議なく施行するものとする。
4. (疑義の委任)  
この仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、または仕様書に定めのない事項については、監督職員の指示に従うものとする。

## 第2節 計画書及び報告書の提出

1. (業務計画書)  
受注者は、契約締結後速やかに受託業務の計画書を提出しなければならない。
2. (報告書)  
受注者は、管理業務を実施したときは遅滞なく報告書を提出するものとする。

## 第3節 安全管理

1. (安全一般)  
受注者は常に業務の安全に留意して現場管理を行い災害防止に努めるとともに、関係法令を遵守する。
2. (交通及び保安上の処置)  
受注者は作業中、交通の妨害その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないようにし、交通及び保安上十分な注意を行うものとする。
3. (事故防止及び事故処理)  
受注者は業務の実施に関して、事故防止のため必要な処置を講じなければならない。もし事故が発生したときは、応急処置を講ずるとともに事故発生原因、経過及び被害の内容等について、ただちに監督職員に報告しなければならない。
4. (施設、樹木等の損傷)  
受注者は作業実施にあたり、施設・樹木等を損傷しないように十分注意して行う。万一損傷した場合は受注者の負担で原形に復旧する。また、損傷を発見した場合は速やかにその状況を監督職員に報告するものとする。
5. (現場の整理、後片付け)  
受注者は、機械器具、不要土砂、切枝等を交通及び保安上の障害とならないように使用の都度整理しなければならない。また、業務の完了と同時に速やかに不要材料を整理し、仮設物を排出して現場を清掃するものとする。

## 第4節 黒松手入れ

1. 対象となる黒松は、計4本（水沼の里2000年記念の森：3本、三瀨駅前広場：1本）である。

2. 新芽は、根本より数mm残し出来るかぎり全部の芽をハサミもしくは手で摘み取る。必要に応じて小枝等も抜き取る。
3. ハサミもしくは手により、芽を必要数に減らし古葉を手作業により取り除く。必要に応じて小枝等も抜き取る。
4. 芽摘み、古葉落とし時に発生した枝・葉については、適切に処理をすること。

#### 第5節 薬剤散布

1. 薬剤の使用に際しては、農薬取締法等の農薬関連法規及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を遵守する。
2. 散布量は指定の濃度に正確に希釈混合したものを枝葉面に細かい水滴がつく程度にむらなく均一に散布する。
3. 散布時刻は盛夏の日中を避ける。
4. 散布に際しては、風向きを常に考慮し、通行人をはじめ周囲の対象物以外のものにかからないよう、十分注意して行う。
5. 使用薬剤は、設計書に示すものの他、病害虫の種類に応じ、監督職員の指示に従い、適宜使い分けるものとする。
6. 薬剤散布は、2回/年とする。
7. 薬剤散布（低中高木）の数量は、次のとおりである。なお、同等品可とする。

①カルホス乳剤（1000倍液）	4,000ℓ
②トレボン乳剤（1000倍液）	4,000ℓ
③スミチオン乳剤（1000倍液）	4,000ℓ

#### 第6節 暴力団排除に関する事項

1. 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
2. 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
3. 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

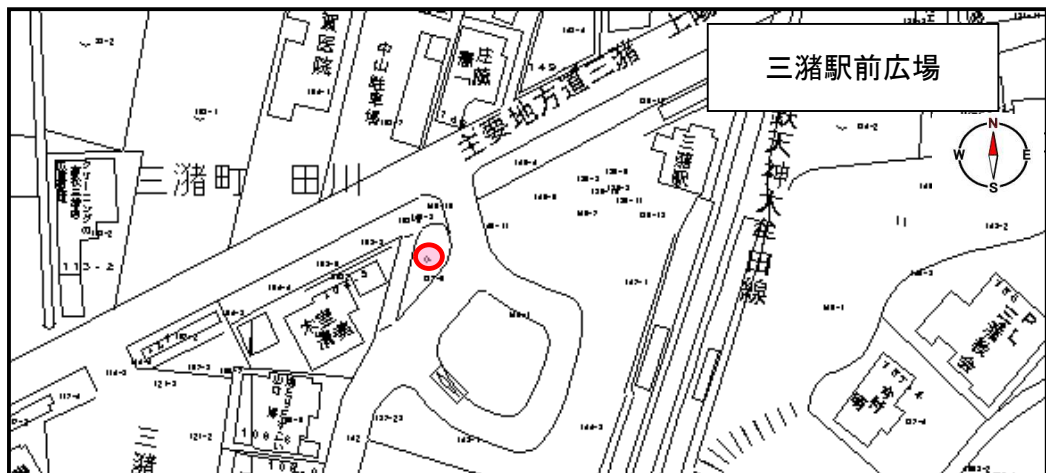
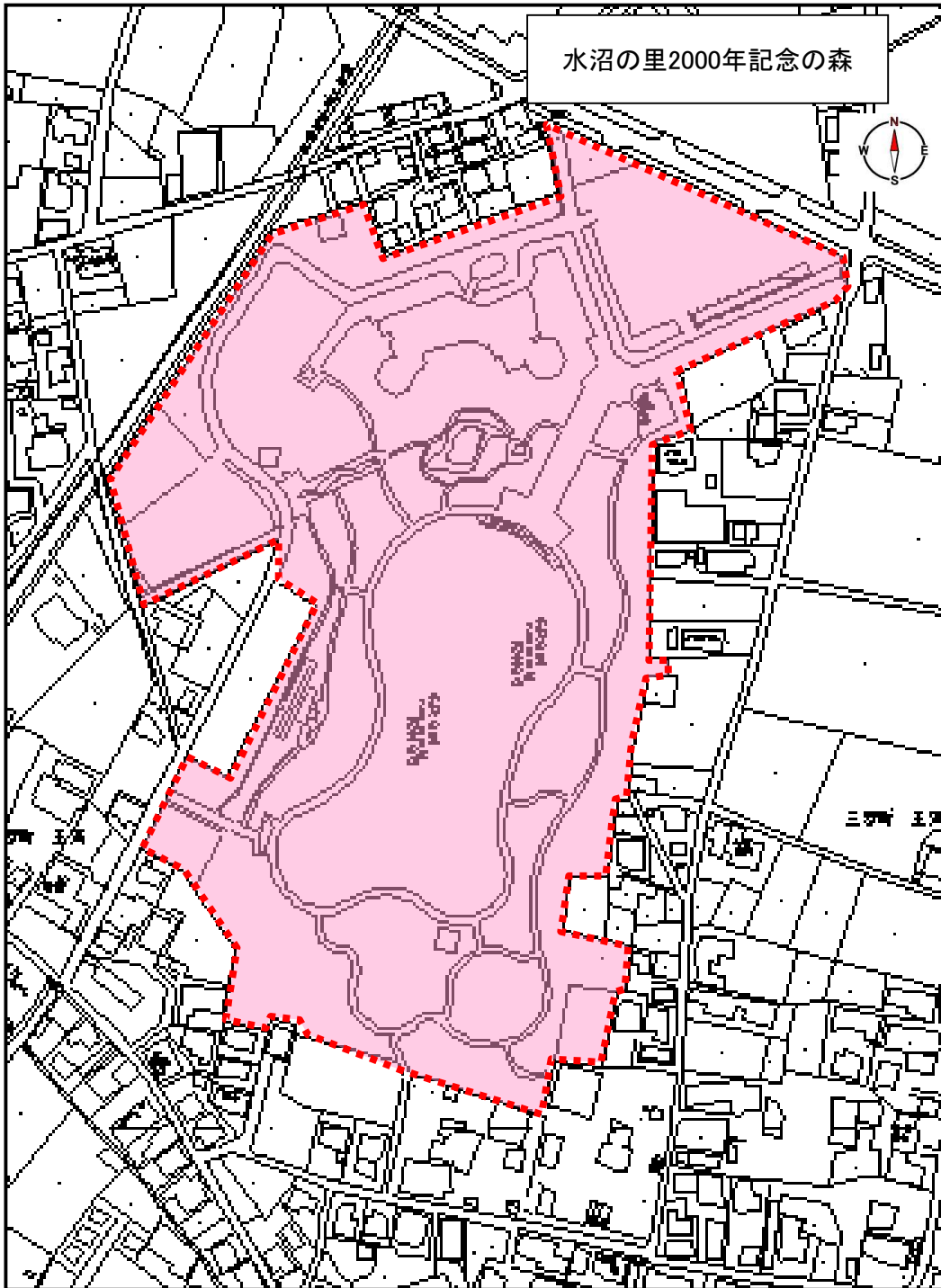
#### 第7節 暴力団排除に係る下請契約に関する事項

1. 下請契約（二次以降の下請契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もあること。
2. 下請契約を締結するときは、受注者は、下請負人から「誓約書（下請負人用）」を提出させ、その写しを監督職員へ提出すること。

#### 第8節 障害者差別の解消に関する事項

1. 受注者は、業務の実施に当たって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

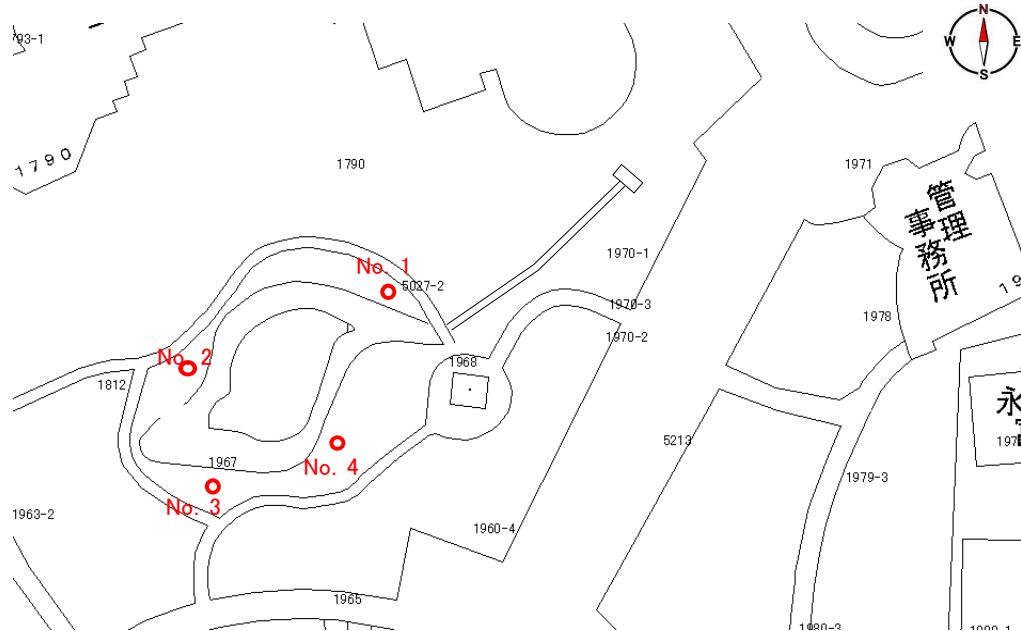
# 位置図



# 位置図

( 黒 松 )

## 水沼の里2000年記念の森



## 三瀨駅前広場

